

第165回

山形県社会教育委員の会議

◇ 期 日：平成24年2月16日(木)

◇ 時 間：13:00～15:20

◇ 場 所：県庁901会議室

次 第

1 開 会

2 山形県教育委員会挨拶

3 座長選出

4 議 事

(1) 平成23年度社会教育事業の実績について

(2) 平成24年度社会教育・生涯学習振興行政の推進にあたって

(3) 平成24年度社会教育関係団体補助金について

(4) 山形県生涯学習振興計画(仮称)中間まとめ(案)について

(5) その他

5 連 絡

6 閉 会

山形県社会教育委員

氏名	役職	出欠	備考
あんどう こうき 安藤 耕己	山形大学地域教育文化学部地域教育学科准教授	○	
いわさわ ちか 岩沢 ちか	ボランティアグループ「トライあぐる」事務局、小国町放課後子どもプランコーディネーター	○	
おちあい ようこ 落合 陽子	庄内町立余目第一小学校 学校支援地域本部事業コーディネーター	○	
おの しょうし 小野 庄士	山形県高等学校長会（山形県立米沢東高等学校長）	○	
かたぎり みちこ 片桐 理子	山形県連合小学校長会（山形市立宮浦小学校長）	○	
かとう まちこ 加藤 真知子	元若草幼稚園教頭、山形県家庭教育アドバイザー	○	
かなざわ かずこ 金澤 和子	財団法人山形県生涯学習文化財団 山形県男女共同参画センター館長	○	
くわじま せいいち 桑嶋 誠一	山形新聞社論説委員長	○	
ごとう つねひろ 後藤 恒裕	山形県市町村教育委員会協議会教育長会会長（山形市教育長）	×	
さとう まりこ 佐藤 まりこ	山形県幼稚園教育研究協議会（川西町立中郡幼稚園園長）	○	
たみや まきこ 田宮 真紀子	青年サークル「楽 i s m」代表	×	
のぐち ひろみ 野口 比呂美	特定非営利活動法人「やまがた育児サークルランド」代表	○	
はらだ ひでき 原田 英紀	山形県中学校長会（山形市立第三中学校長）	○	
はんだ かつか 半田 豊	新庄市社会教育委員	○	
ますだ ただお 舂田 忠雄	山形大学地域教育文化学部名誉教授	○	

(五十音順 敬称略)

県教育庁 事務局職員

1	教 育 次 長		江口 照芳
2	生涯学習振興課	課 長	井上 利也
3	〃	課長補佐	土屋 淳二
4	〃	課長補佐（生涯学習担当）	伊藤 吉樹
5	〃	社会教育専門員	時田 厚
6	〃	生涯学習主査	逸見 忍
7	〃	社会教育主査	阿部 浩明
8	〃	社会教育主査	久世 健
9	〃	社会教育主査	石山 勝巳
10	〃	社会教育施設主査	鈴木 修一
11	〃	経理主査	大場 知恵
12	〃	主 査	菅原 佳代
13	〃	主 事	高橋 勝人

議 事

4 (1) 平成23年度社会教育事業の実績について
(資料1・補助資料1)

4 (2) 平成24年度社会教育・生涯学習振興行政
の推進にあたって (資料2・補助資料2)

4 (3) 平成24年度社会教育関係団体補助金について(案)

補助金交付先団体及び補助金交付限度額

事業費補助金

補助金交付先団体名	補助金交付限度額
山形県婦人連盟	84,000
山形県PTA連合会	46,000
山形県高等学校PTA連合会	27,000
山形県特別支援学校PTA連合会	37,000
山形県社会教育連絡協議会	110,000
ボーイスカウト山形県連盟	42,000
計	346,000

4 (4) 山形県生涯学習振興計画(仮称)中間まとめ(案)

4 (5) その他

社会教育法(抜粋) (昭和24年6月10日法令第207号)

第3章 社会教育関係団体

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科大臣が審議会等(略)で政令で定めるものの、地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

山形県社会教育委員条例 (昭和24年11月10日条例第68号)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員の定数は20人以内とする。

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第5条 委員の会議は、教育長が招集する。